

# 岐阜県浄化槽生涯機能保証制度について(概要)

社団法人岐阜県浄化槽連合会(以下「岐浄連」という。)に「岐阜県浄化槽生涯機能保証制度」が創設され、平成20年9月1日から施行された。

## 【目的】

合併処理浄化槽の適正な製造、施工並びに保守点検、清掃及び法定検査の受検を推進するとともに、浄化槽の機能異常について岐浄連がその原因を究明し、機能の正常化のための必要な措置を講じる制度を設けることにより、浄化槽が恒久的な生活排水処理施設として水環境の保全に寄与するとともに、浄化槽に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

## 【対象となる浄化槽】

本制度の対象となる浄化槽は

- ①20人槽以下の浄化槽で保証登録を行っているもの。(新設生涯機能保証浄化槽)
- ②本制度施行以前に設置された20人槽以下の浄化槽で、「らくらく契約」を行っているもの(既設生涯機能保証浄化槽) ただし、浄化槽本体に限る。

## 【生涯機能保証の期間】

- ①新設の保証期間は、使用開始の日から30年とし、新設の期間を経過したときは、らくらく契約を締結している浄化槽に限り、既設の登録浄化槽とみなす。
- ②既設の保証期間は、使用の全期間とする。ただし、らくらく契約を解除した浄化槽は保証を受けることはできない。